



令和元年 9 月
財務省・税関

消費税税率引上げに伴う税額計算について

消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 日から、消費税
率及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられると同時に、消費税
の軽減税率制度が実施されます。

これに伴い、輸入（納税）申告する際の税額計算は次の通りになります。

消費税率

区分	適用開始日	現行	令和元年 10 月 1 日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6. 3 %	7. 8 %	6. 2 4 %
地方消費税		1. 7 % (消費税額の 17/63)	2. 2 % (消費税額の 22/78)	1. 7 6 % (消費税額の 22/78)
合計		8. 0 %	1 0. 0 %	8. 0 %

税額計算（令和元年 10 月 1 日～）

例) テレビ（関税：無税、消費税：標準税率） 価格 228,300 円の場合

【消費税】

228,000 円（課税価格） × 0.078 = 17,784 円 → 17,700 円
(1,000 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

【地方消費税】

17,700 円（課税価格） × 22 ÷ 78 = 4,992 円 → 4,900 円
(1 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

⇒ 消費税及び地方消費税

17,700 円 + 4,900 円 = 22,600 円

※詳細については別紙 1 をご確認ください。



その他：消費税率引き上げに係る一般的な質問への回
答は Q & A をご参照ください。

問合せ先

- ・ 函館税関業務部統括審査官 TEL 0138-40-4256
- ・ 東京税関業務部通関総括第1部門 TEL 03-3599-6337
- ・ 横浜税関業務部通関総括第1部門 TEL 045-212-6150
- ・ 名古屋税関業務部通関総括第1部門 TEL 052-654-4085
- ・ 大阪税関業務部通関総括第1部門 TEL 06-6576-3313
- ・ 神戸税関業務部通関総括第1部門 TEL 078-333-3086
- ・ 門司税関業務部通関総括第1部門 TEL 050-3530-8367
- ・ 長崎税関業務部統括審査官(総括部門) TEL 095-828-0126
- ・ 沖縄地区税関通関総括第1部門 TEL 098-862-9291